

## 佐伯市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和 3 年 4 月 1 日

佐伯市長

佐伯市議会議長

選挙管理委員会

代表監査委員

消防長

農業委員会

教育委員会

佐伯市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 19 条に基づき、佐伯市長、佐伯市議会議長、選挙管理委員会、代表監査委員、消防長、農業委員会、教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

### 1 計画期間

本計画の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

### 2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本市では組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、また、男女問わず働きやすい職場環境を整えるため、総務課職員係において、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととする。

### 3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標と取組内容実施時期

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、佐伯市役所の人事の事務の実態に即して、各特定事業主が任命する職員に関する状況をそれぞれ把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものを掲げている。

<佐伯市長、佐伯市議会議長、選挙管理委員会、代表監査委員、農業委員会、教育委員会  
が任命する職員について>

目標：

令和7年度当初までに年間360時間以上の超過勤務を行う職員の数を0人とする。

<取組内容>変更しない。

総務課は、3月以上連続して45時間以上の超過勤務を行う職員が在籍する部署を把握し、当該所属長に報告する。報告を受けた所属長は、当該職員の業務分担の見直しのための面談を行い、問題点を洗い出し、業務内容を精査し解決策を講じる。その内容について、速やかに総務課に報告するとともに、解決策を実践する。それによっても改善されない場合には、総務課から所属長に対して面談と職場の検証を行い、各職員の業務量の平準化を図るとともに業務の見直しや人員配置を含めた環境改善を行うなど改善策を新たに講ずる。

目標：

令和7年度当初までに総括主幹以上における女性職員の割合を17%とする。

<取組内容>

- ・採用後5年以内に、大分県自治人材育成センター主催の「女性職員キャリア支援研修」の受講を必須とする。
- ・男女問わず総括主幹に対し、同センター主催の「女性活躍推進セミナー」の受講を必須とする。

<消防長が任命する職員について>

目標：

令和3年度から令和7年度までの間、採用試験の女性受験者数を毎年度1人以上にする。

<取組内容>

- ・若い世代への広報で受験者数増加と女性活躍推進の定着を進めるために、市内中学校、高校へのリーフレット配布等による広報活動を行う。
- ・佐伯市消防本部の公式ホームページにおいて、女性消防職員の勤務環境や採用情報などを広報する。
- ・各種就職説明会に積極的に参加する。